

平成26年度 第2回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第54号

平成26年第2回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年8月4日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成26年8月7日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成26年度第2回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

平成26年8月7日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 本屋敷 崇	8番 白 川 年 男
9番 白 川 皆 男	10番 大 西 樹
11番 藤 田 昌 大	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 関 洋 三

+

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

11番 藤 田 昌 大                      12番 松 下 一 美

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進                      議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義                      副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 斉 藤 賢 一                      総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋 一博	税務課長	田岡 一道
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	奈良泰子
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	久留嶋一之
琴南支所長	雨霧 弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	脇 隆博
水道課長	天米賢吾	地籍調査課長	高橋 守

○**関洋三議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第2回まんのう町臨時会、開会お願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜わりまして、ありがとうございます。

本日上程させていただいておりますのは、工事請負契約の締結について、1議案でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜わりますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○**関洋三議長** 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○**青野議会事務局長** それでは、御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**関洋三議長** 議会報告を以上で終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

○**関洋三議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○**白川正樹議会運営委員長** それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

8月6日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長同席のもとに、議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして、慎重に審議いたしました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度社会資本整備総合交付金事業（繰越分）町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋上部工事その1））、即決でお願いいたします。

以上の日程で意見の一致を見、午前9時50分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、藤田昌大君、12番、松下一美君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○関洋三議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

## 日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度社会資本整備総合交付金事業（繰越分）町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋上部工事その1））

○関洋三議長 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度社会資本整備総合交付金事業（繰越分）町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋上部工事その1））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程いたしました議案第1号、工事請負契約の締結についての提案理由を説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成26年度社会資本整備総合交付金事業（繰越分）町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋上部工事その1）。契約の相手方、株式会社 日本ピーエス四国営業所所長、野波秋成。契約金額、4,428万円、内消費税が328万円でございます。

今回の工事請負契約は、町道改良工事の内、橋梁改築の上部工事におけるものであり、7月25日執行の一般競争入札において契約の相手方が選定されております。

なお、今回の入札においては低入札価格調査の該当金額での応札となったため、7月29日に契約審査会において審議を行い、適合した履行がなされるとの結果となりました。

今回の受注工事では、上部工事の内、PC桁の工場製作と現場での架設までを対象としており、残りの上部工事部分も今年度中の発注完了予定となっております。

以上、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**○関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

11番、藤田君。

**○藤田昌大議員** 藤田ですが、先般ですね、この工事についての委員会視察があったと思うんですが、常任委員会の委員長報告をちょっとしていただいて、その結果がこの分に多分議案の採決に入ってくると思うんで、委員長のほうから、ちょっと報告を願えらと思ひますがどうでしょうか。ちょっと議長の配慮をお願いしたいと思うんです。まず、こっちの質疑の内容の中でですね、やっぱり委員会してるでしょ。その委員長報告があればありがたいなと思って、質疑とはちょっと違うとは思いますが、お願いできたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。別にせんでええで。委員長の裁量や、議長。

**○関洋三議長** 議事運営について、局長のほうからちょっと説明いたします。

**○青野議会事務局長** それでは、ちょっと説明をさせていただきます。

あくまでもこの前の建設経済常任委員会につきましては、所管事務調査ということでさせていただいておりますので、特にこの議案についての前もっての事前協議ということには行っておりませんので、あくまでも所管事務調査ということでさせていただいております。

**○関洋三議長** 11番、藤田君。

**○藤田昌大議員** このまんのう町には、まだ建設についてのちょっと不明瞭な点がいっぱいようけありますけれども、1点だけちょっと質問しますけれども、第7条の中に（9）の信用状況の中でですね、建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払

遅延の状況等がありますけれども、最近ですね、ブラック企業という言葉が蔓延してまして、例えば残業代の不払いだとか、最低賃法を守っているのかとかですね、もうひとつは一番重要な福利厚生や労働者の労働条件がきちっと守られているのかと、そういったことが非常に重要であります。この中に労働基準法の有無は書いてありませんけれども、やはり今の状況の中では、こういった今の状況の中で、非常に経済的に疲弊してます。そういった中で、安ければ安い中で、労働者の労働条件だとかそんなんが犠牲になって、安い賃金、安い下請料金でやられるのでないかなという気がありますので、それについて調査、信用状況の中にそういった項目があつて、その会社の状況は調べられているのであれば、できる範囲の御報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○関洋三議長** 答弁、総務課長。

**○齊部総務課長** 藤田議員さんの御質問にお答えをいたします

当案件は低入札価格調査の対象になっておりまして、それに対しまして、契約審査委員会を開催いたしました。その中で項目の中に経営内容というのがありますが、これに対しましても貸借対照表、また損益計算書を出していただきまして、また保証協会等への意見もお聞きをいたしております。これによりましては、借入金は全くない、自己資本金が52%であり、非常に高い。経常利益も黒字経営であるという会社の経営状態も安定しており、非常に問題がないということもお聞きをしております。よって、ここに記載されておりますような建設業法違反の有無、賃金不払い状況等も、このあたりの下請けもありますが、このあたりのところも保証協会のほうからは、それに該当するものはないということをお聞きしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○関洋三議長** 11番、藤田君。

**○藤田昌大議員** 当然、そうだろうと思えますけれども、今の状況の中で、公共工事についての契約の中で、非常に公契約条例をつくらうという気運が高まっております。しかしながら、今まんのう町にはそういった条例がありませんので、私たちが努力してつくらなければならないと思うんですけれども、やはり会社によって、例えば障害者雇用の条件だとかいろいろな条件があるんですよ。それが本当にクリアできて、そのことをやられているのかどうか、一番社会的には大きな問題だろうと思えますので、今後できれば最低賃法法のクリアができてるとか、労働者の福利厚生だとか、そういった面も調べていただいて、本当に適切な、川原委員長がよく言う健全な企業の育成をせないかん。まんのう町はもちろんでありますけれども、全体的な健全な企業育成は当然であります。そういった中で、公共事業でありますので、そういった部分では安かろう、悪かろうではいかんと思えますので、十分そういった議論がされるように、そしてまた契約にあたってはそういったことがないようにぜひお願いしたいと思うんです。この会社がどうこういうのは、私たちはわかりませんが、そういった中では、非常に今後重要な部分にかかわってくるんでないかと思えます。ぜひそういった対応をお願いしたいんですけれども、それらについての総務課長の答弁があればよろしくお願いします。

**○関洋三議長** 答弁、総務課長。

**○齊部総務課長** 藤田議員さんの再質問にお答えをいたします。

今回のこの上程をさせていただいております事業者でございますが、日本でも有数のメーカーでございます、国また県での実績もたくさんございます。そのようなしっかりとした会社によって、私どもの見本となるようなしっかりとした工事の内容をつくりあげていただいて、後々までのまんのう町のインフラをしっかりとつくっていただきたいというふうに考えております。今議員さんが申されましたように、そういうような会社、確かにいろいろなブラック企業とかいろいろ最近言われておりますが、そういうものをできる限り私どもも排除していく努力もしなければならぬは考えております。

今回はかなり大手さんの事業でございますので、そういう諸問題はかなり薄いとは思いますが、今後工事関係、建設関係の発注においては、そのあたりを十分精査しながら、また私どもがそういうことがないようなしっかりとした見張り役になれるような立場でいたいというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○関洋三議長** 11番よろしいですか。

以上で、11番、藤田昌大君の質疑を終わります。

ほかに。

7番、本屋敷君。

**○本屋敷崇議員** 何点か。低入札で今回おりておりますけれども、そのうち低入になった場合には調査をするということにはなってますけれども、先ほどの町長の提案理由の中に審査をとりましたでは、議会に対して説明が不足しているのではないかなと思うんですけれども、これ調査の内容の中ですね、その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書というのが入ったんですけれども、これを調査しとけば、なぜこの金額ではいったのかという大まかな理由がわかるんですよね。その理由の説明がないですね。この理由の説明をまずしていただきたい。それをしていただければ、だいたい今回の入札の価格の理由がわかる。もしかしたら、設計額が高かったんかもしれんですよね。そのあたりのほうの部分も含め、説明をお願いしたいのが1点。

それともう1点が、多くの自治体の場合、低入札になった場合には審査云々よりも、かなり後の検査のほうがきつくなるんですよね。だから、皆さん低入ではあんまり入れたくないというのが実情ですけれども、それがうちの今回を見ても、入になったときの事前調査はするけれども、後の調査のことがあんまり入ってないんですよね。中間検査の数がふえたり、提出書類の書類がふえるっていうのは当然の話なんですけど、そのあたりをうちがどうしょんか、そのあたりを聞かしていただきたいですが、この2点をよろしく願いします。

**○関洋三議長** 答弁、副町長。

**○栗田副町長** 本屋敷議員さんの御質問にお答えします。

私がこの低入札を審査する委員長という立場で御報告をさせていただきます。

先ほどの御質問は、低入札になった内訳というか、内容がどういう内容で低入札になったかという御質問だと思います。先日行われました低入札の審査の中におけます契約担当者からの報告の内容の中に、低入札になった理由が何点か報告がありました。

まず桁の金額です。桁はですね、今回16本ございます。設計は1本当たり180万という報告がありました。うち輸送費が22万5,000円を計上しておるということでございます。今回、決定業者からの聞き取りでは、その金額が140万だと、1本当たり140万だというふうに聞いておりますので、そこで1本当たり40万の差が出てきております。16掛けますので、600いくらかということでございます。

それから、それに伴いまして間接工事費が減少になったということでございます。現場管理費、あるいは一般管理費の減ということも報告を受けております。また、この下請けが琴平町内にあるという報告でございますので、遠方から下請け業者をお願いする場合は、宿泊旅費等がかさみますけれども、今回はそういう経費も削減できるということで、こういう金額になったという報告を受けておりまして、それによって了解をしたということでございます。

以後の2つ目の質問の検査につきましては、ちょっと私どもの対象外でございますので、担当課長のほうから答弁させていただいたほうがよろしいかと思っております。

以上でございます。

**○関洋三議長** はい、続けて、建設土地改良課長。

**○池田建設土地改良課長** 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

この桁の作成につきましては、工場での製作となります。その件についてはですね、当然その低入札ということで、一般的な入札枠から下回っておりますので、当然その施工管理、工場内でのもろもろの作業の確認を、発注者である町としてはしていかなければなりません。それにつきましては、この制度にのっとった中身で、国の指導、基準がござります。そういったものを遵守して管理のほう、やっぺいこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○関洋三議長** 7番、本屋敷君。

**○本屋敷崇議員** 今、理由をいただいたんですけども、最初にできれば付属資料として出していただきたいというのが1点と。

その設計額が180万だったというのは、それは担当から見ても多分工事の歩掛りから考えて妥当性があるものなのかどうかというのがまず1点ですね。

設計額が高かったのではないかという話が、もしかしたらある。それはないというふうなことまで、ちゃんと調べておるのかという話と、下請けが琴平にあるということですけども、それは当然その下請け業者が施工するにあたって、施工に耐えるかどうかということも審査の状況の1つに入ると思うんですけど、そこはきちんと調べているのかというのが2点目。

低入札の中間の検査の場合は、国のほうの基準を遵守してという話だったので、それ

でよろしくお願ひしたいなと思ひますので、低入になつた場合は、行政のほうも大変仕事があふえますが、工事がきちんとうまくいくようよろしくお願ひしたいと思ひます。

前の2点、お願ひします。

**○関洋三議長** 答弁、建設土地改良課長。

**○池田建設土地改良課長** 本屋敷議員さんの御質問にお答ひいたします。

まず1点目は、設計につきましては、国、県の積算基準がございます。それに基づいて積算しておりますので、設計額が過大であったというふうには考えておりません。

それからもう1点は下請け、これにつきましては、今先ほども副町長のほうが申しましたけれども、琴平町にある協力会社ということでございますけれども、この業者もですね、日本PSの会社の10年来協力会社ということで、本体の桁は工場で作ります。それから運搬して現場で架設する、この部分について協力をすると、そういったようなことで、実績もございますし、そのように考えております。

以上でございます。

**○関洋三議長** 7番、よろしいですか。

以上で、7番、本屋敷崇君の質疑を終わります。

続きまして、1番、竹林君。

**○竹林昌秀議員** 私は入札とか、低価格調査委員会の報告に納得してるわけで、それについては申し上げることはないんですけども、入札を辞退されてますね。その理由の説明、報告があつたのかどうか。それをちょっと伺つておきたいです。

それから、施工管理の改善の努力をしていただいて、それを下請けも含めて十分にやっていたきたいということを担当課長さんにお願ひしておきたいです。

それから、もう1つは現場の安全管理ですね。そちらの指導、監督もしていただいたらありがたいと思ひます。

以上です。お願ひします。

**○関洋三議長** 答弁、建設土地改良課長。

**○池田建設土地改良課長** 竹林議員さんの御質問にお答ひします。

辞退の理由でございますけれども、一応3社応募がございました。それで1社が辞退しました。これにつきましては、まんのう町が発注するより少し前に県の発注工事がございまして、そちらのほうを応札して、そちらのほうを1件落札したようでございます。そういったようなことから、辞退されたものと考えております。

それから、施工管理等々につきましては、先ほども申しましたけれども、十分に国、県の要領に従ひましてやっつていこうと思つております。

それから、安全管理につきましても、橋梁工事でございますので、通常の工事よりも危険度が高いと、釣り込みとかいろいろございますので、そのへんも十分注意してまいりたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○竹林昌秀議員** 了解しました。

○**関洋三議長** 以上で、1番、竹林君の質疑を終わります。

続きまして、もう1名、8番、白川年男君、質疑。

○**白川年男議員** 何点か質問しますが、このような古い橋ですか、町内にたくさんあると思います。この辺の築を何年ぐらいの橋は架け替えするとか、その辺についての説明、1つ。

それから、あとこの予算の内訳はわかっておるとは思いますけど、再度、国、県、町が何%という予算の内訳。

それから、あと設計はここへ書いておる環境デザインですわな。管理監督はどこがするものかと。

その辺を具体的にその3点、わかりやすくお願いしたらと思います。

○**関洋三議長** 以上、質疑のほうは3つ言われたとは思いますけども、1番目の質問につきまして、事務局長のほうからちょっと説明させていただきます。

青野君。

○**青野議会事務局長** 白川議員さんの1番目の質問につきましては、本議題とは関係ございませんので、また課のほうであとで聞いていただけたらと思います。

○**関洋三議長** よろしいですか。

それでは、2番目、3番目の質問につきまして、答弁、建設土地改良課長。

○**池田建設土地改良課長** 白川議員さんの御質問にお答えいたします。

この事業の補助率は国が60%でございます。補助残が町費でございます。

それからですね、もう1点、管理監督ですけれども、一応、町ももちろんやっていきよんですけれども、なおかつですね、ちょっと前に戻りますけれども、下部工は香川県技術センター、市町が出資した広域の団体でございます。そこに委託をして細かい部分、肝心かなめのところは町ともども監督してっております。

なお、上部工については、工場生産でございますので、物が、製品ができて来るものがございます。会社も自主工場でございますので、そういった点から、今のところは上部工について、香川県技術センターに委託するかどうかというのは、ちょっとまだ決めてはおりませんが、その点また必要となればお願いすることになるやもしれません。

○**関洋三議長** 続いて、質疑、8番、白川年男君。

○**白川年男議員** 確かに工場で生産して、現場で組み立てると、その物が現場へ来たときになかなか、そらもう下請けの人はもちろんこれでよっしゃというとは思いますが、やはり第三者が、それ以外の人が、今、課長がおっしゃったんは、誰かに頼むかもわからん。そこ、かもではいかんと思うんですね。そこんところをこういう一旦製品が、絶対いうんか、間違いとか、その辺の審査いうんですか、その辺やっぱり大事なところでなかるうかと思うんで、どういうふうに対応するか、お聞きしたらと思います。

○**関洋三議長** 答弁、建設土地改良課長。

○**池田建設土地改良課長** 白川議員さんの御質問にお答えいたします。

あくまでも、私が申し上げましたのは、町はきちんと要所要所の重要部分、絶対それは現場で確認に立会します。

ただ、先ほど申しましたように香川技術センターさんに委託するかどうかというのは、一般的に上部工は製品で物がはいってくるというようなことですので、当然工場の検査は町も立ち会います。そういったことから、物ができて、現場の釣り込みになりますと、下部工できちんとした寸法でできておるところに、その桁を架設するわけです。

ですから、その辺についてはですね、町のほうでしっかりと管理監督をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○関洋三議長** 以上で、8番、白川年男君の質疑は終わります。

続きまして、13番、三好君。

**○三好勝利議員** 事務局長にお願いしとくけど、私の質問がまた本来と外れとったら、注意してください。結構ですから。

先ほどから、二、三の議員さんが、質問されましたけど、皆さんやっぱり過去に失敗をしておりますから、皆さん全員議員さんが言うか、言わんかで、皆さん心の中で心配しておるし、町民も心配しておるんです。

先日、橋の橋台を1本ですけど、建経の委員さんが現場視察に執行部も交えて言って、私は建経の委員ではないけどオブザーバーとして、許可を得て現場を見てまいりました。やっぱり現場の人はびっくりしておりました。これだけ議員さんがおいでたということは、やはり町はこの橋に対して情熱を持っておるし、やっぱり確認をしたいと。私も素人ながら聞いてみましたが、私の想像しとった割合から言うと相当強力な橋桁だと素人なりに確認しました。鉄骨の数、それからセメントの練りの仕方、それからどなたかがこのセメントはどこから持ってきとんじやと、これはJ I Sマークがとおってあるかどうかというのも検査、聞いておりました。

そういう中で、今、地方議員が叫ばれておって、何もせん、何もせん。交際費ばかりで、われわれ交際費一銭もあれへん。全部自分でやらないかんのです。今朝もやっておりましたが、ある県の県会議員さんが質問で答えとったですけど、馬鹿げたような答えをするような立派な、立派なかどうか知らんけど、要するには議員さんがおるんですわ。だから町民から結局心配されるんですけど、われわれはやはり過去にそういうような失敗があったために、前回もさっきも申しましたように現場視察をして、きちっと確認してやっておると、そしたら近所の住民から、あれ20人ぐらい来とったけど何やったんな。いや、現場を確認できちっと生コンがはいっておるか、鉄骨がはいとるか、委員会として視察にきたんですと言うたら、いやあ、それはありがたいですなと、そういう地域からの信頼感も得とるわけですよ、町長、よう聞いとってよ。だから、今後、さっきも二、三議員さんが質問されましたけど、担当課長、ブロックで組んでくるから心配ないというけど、なおかつやはり継続的に、定期的に検査をし、建経の委員長ですから、10回ぐらいはお

そらく現場に議員引き連れて行ってくれるでしょう。

そういう中で、今後これ余分になりますけど、高篠からはじまって仲南の全てありますけど、そういうのも継続的にやっていただく。だから、この入札に対して賛否両論、私は賛成します。ただし、そういうのを再度条件につけて賛成しますから、今後執行部のほう、十分議会もしっかりやりますし、執行部とともに手落ちのないように、二度と失敗がないようお願いしときます。それで条件付けて、私は賛成です。以上です。

○関洋三議長 質問。

○三好勝利議員 質問じゃがな。答えがちゃんとやるだけやって、ちゃんと確認とっとかなんたら、あとの返事がなかったらいかんがな。

私の質問に対して、難しいことないがな、こんなん。常識的な質問じゃがな。

○関洋三議長 それでは、建設土地改良課長。

○三好勝利議員 建設土地改良課長でなしに、町長に質問に答えてもらわないかん。最高責任者として。当たり前やん。

○関洋三議長 答弁、町長。

○三好勝利議員 人が一生懸命質問しとんじゃきん、ちゃんと答えてもらわないかん。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、議会と一緒にあって執行部もきちっとした管理をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○三好勝利議員 よろしく願いします。以上で終わります。

○関洋三議長 以上で、13、三好勝利君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度社会資本整備総合交付金事業（繰越分）町道道德寺橋大空線道路改良工事（道德寺橋上部工事その1））を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

+

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成26年第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

**閉会 午前10時08分**

+

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年8月7日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+